

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が IFRS の年次改善 (2009 年－2011 年サイクル) を公表

目次

- はじめに
- 改訂

要約

- 本改訂は以下の基準書に影響を及ぼすことになる。
 - ・IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」
 - ・IAS 第1号「財務諸表の表示」
 - ・IAS 第16号「有形固定資産」
 - ・IAS 第32号「金融商品：表示」
 - ・IAS 第34号「期中財務報告」
- 本改訂は、2013年1月1日以後開始する年次期間に発効し、早期適用が認められる。本改訂は遡及的に適用しなければならない。

はじめに

2012年5月17日に、国際会計基準審議会 (IASB) は、5つの国際財務報告基準書 (IFRS) を改訂する、「IFRS の年次改善 (2009 年-2011 年サイクル)」を公表した。これは、必要であるが緊急ではない IFRS に対する改訂を意図している、年次改善プロセスのもとで公表された4回目の改訂である。

本改訂は遡及的に適用し、2013年1月1日以後開始する年次期間に発効する。早期適用は認められる。企業は、他のすべての改訂を早期適用することなく、「IFRS の年次改善 (2009 年-2011 年サイクル)」の個別の改訂を早期適用することが容認される。

IFRS	項目	改訂内容
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」	IFRS 第 1 号の再度の適用	<p>企業は、直近の財務諸表が IFRS への準拠の明示的かつ無限定の記述を含んでいない場合、たとえ企業が過去に IFRS 第 1 号を適用していたとしても、IFRS 第 1 号を適用することができる。IFRS 第 1 号を再度適用することを選択していない企業は、あたかも中断がなかったかのように、遡及的に IFRS を適用しなければならない。</p> <p>企業は以下を開示しなければならない。</p> <p>a) IFRS の適用を中断した理由</p> <p>b) IFRS の適用を再開する理由</p> <p>c) 該当する場合、IFRS 第 1 号を適用しないことを選択した理由</p>
	借入費用	<p>IFRS 移行日前に従前の GAAP で資産化された借入費用は、IFRS 移行日において、以前に資産化された金額を無調整で繰延べることができる。</p> <p>IFRS 移行日において建設中の適格資産に関連して、IFRS 移行日以降に発生する借入費用は、IAS 第 23 号「借入費用」に従って会計処理しなければならない。</p> <p>初度適用企業は、IFRS 移行日より早い日に IAS 第 23 号を適用することを選択することができる。</p>
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」	比較情報に関する要求事項の明確化	<p>IAS 第 1 号の最低限の比較財務諸表の要求を超える期間の追加の財務情報は必要とされない。追加の比較情報が提供される場合には、当該情報は、最低限の比較財務諸表の要求を超えて含まれる追加の計算書についての比較情報の開示を含めて、IFRS に準拠して表示されなければならない。追加の比較情報を任意で表示することは、完全な 1 組の財務諸表を提供する要求事項のトリガーとはならない。</p> <p>会計方針を遡及的に変更する、もしくは前期の期首の財政状態計算書上の情報に重要な影響を及ぼす遡及的修正再表示または組替を行う企業は、当期の期末時点の財政状態計算書、前期の期首時点および期末時点の財政状態計算書を表示する。</p> <p>一定の特定の情報の開示以外に、前期の期首時点の開始財政状態計算書に関連する注記を添付する必要はない。</p> <p>企業の最初の IFRS 財務諸表は、IFRS への移行の影響を説明する際に役立つ従前の GAAP に従った追加の比較情報を含めることができる。</p>
IAS 第 16 号「有形固定資産」	保守器具の分類	<p>交換部品、予備器具および保守器具は、IAS 第 16 号における有形固定資産の定義を満たす場合には、有形固定資産として分類され、それ以外の場合には、棚卸資産として分類しなければならない。</p>
IAS 第 32 号「金融商品：表示」	資本性金融商品の保有者に対する分配の税効果	<p>資本性金融商品の保有者に対する分配に関連する法人所得税および資本取引の取引費用に関連する法人所得税は、IAS 第 12 号「法人所得税」に従って会計処理しなければならない。</p>
IAS 第 34 号「期中財務報告」	期中財務報告と資産合計及び負債合計に関するセグメント情報	<p>特定の報告セグメントについての資産合計および負債合計は、当該金額が最高経営意思決定者に定期的に提供され、かつ、その報告セグメントについて直前の年次財務諸表に開示された金額から重要な変動が存在した場合にのみ、期中財務報告において別個に開示される。</p>

見解

実施された改訂は、大部分が明確化または IFRS 間の意図せざる不整合の除去という内容である。しかし、IAS 第 1 号の改訂は、以下の通り、会計方針の変更、組替または修正再表示の場合に繰返すことが要求される過去の報告期間からの情報量を減少させるので、興味深いものであるかもしれない。

- 当該計算書に重大な影響がある状況に、追加の財政状態計算書を表示する要求事項を限定する。
- 追加の財政状態計算書に対して関連する注記は要求されないことを明確化する。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。